

# みやぎ中高年世代活躍応援プロジェクト協議会設置要領

## 1 趣旨

いわゆる就職氷河期世代の方々への対応については、骨太の方針 2019 に盛り込まれた「就職氷河期世代支援プログラム」の下、令和 2 年 7 月に関係機関や団体を構成員とする「みやぎ就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム」（以下「みやぎ P F」という。）を設置し、官民が共働して県内の就職氷河期世代の支援に地域全体で取り組む気運を醸成するとともに、支援策の取りまとめ、進捗管理等を統括し、令和 6 年度までの 5 年間の集中支援に取り組んできた。

今般、昨年閣議決定された骨太の方針 2024 においては、令和 7 年度以降「この世代の支援は、中高年層に向けた施策を通じて、相談、リ・スキリングから就職、定着までを切れ目無く効果的に支援する」とされたことから、本方針に沿って、就職氷河期世代を含む不安定な就労を繰り返し就職に支援が必要な中高年世代（以下「中高年世代」という。）を対象を拡大した上で、引き続き安定就労の実現と活躍の場を拓げるための支援に取り組んでいく。これに伴い、みやぎ P F を「みやぎ中高年世代活躍応援プロジェクト協議会」（以下「協議会」という。）と名称を改め設置する。

## 2 構成員

別紙 1 「みやぎ中高年世代活躍応援プロジェクト協議会構成員」のとおりとする。  
なお、必要に応じて構成員やオブザーバーを追加できるものとする。

## 3 各構成員の役割

上記 2 に記載の構成員の主な役割は次のとおりとする。

### (1) 行政機関

#### ①宮城労働局（職業安定部）

- ・協議会とりまとめ共同事務局（以下「協議会事務局」という。）
- ・事業実施計画の策定に関する共同とりまとめ
- ・実施事業の進捗管理
- ・各種支援策の周知、広報

#### ②宮城県（経済商工観光部）

- ・協議会事務局
- ・事業実施計画の策定に関する共同とりまとめ
- ・実施事業の進捗管理
- ・市町村プラットフォーム（以下「市町村 P F」という。）との連絡調整
- ・各種支援策の周知、広報

#### ③宮城県（保健福祉部）

- ・社会参加に向けた支援を必要とする者の実態やニーズの把握の検討

- ・「宮城県孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」(宮城県地域共生社会推進会議)と連携した先進的な取組に係る事例の把握と周知
- ・市町村 P F と連携した先進的な取組に係る事例の把握と周知
- ・各種支援策の周知、広報

④市町村（宮城県市長会、宮城県町村会、仙台市）

- ・協議会事務局への政策提言
- ・各種支援策の周知、広報

⑤就労等支援機関（ハローワーク、独立行政法人高齢・障害者・求職者雇用支援機構宮城支部、地域若者サポートステーション等）

- ・専門窓口・専門チームによる就職支援
- ・企業説明会・面接会の開催
- ・企業に対する正規雇用化を含む処遇改善の働きかけ、中高年世代を対象とした求人の確保
- ・職業的自立に向けた支援
- ・中高年世代を対象に含む職業訓練
- ・社会参加に向けた支援を必要とする者への支援の充実
- ・就労に向けた関係機関の連携強化
- ・各種支援策の周知、広報

(2) 経済団体、労働団体等

- ・企業に対する中高年世代を対象とした求人募集、積極的な採用等の働きかけ
- ・企業に対する中高年世代に対する人材育成の充実や正規雇用化を含む処遇改善の働きかけ
- ・イベントや会報等での各種支援策の周知、広報
- ・協議会事務局への政策提言

4 協議会における取組事項

次の事項について協議を行い、各構成員における取組を促進することとする。

(1) 気運醸成と各種支援策の周知、広報

県内の中高年世代の支援に地域社会全体で取り組む気運を醸成し、各界が一体となって、積極的な正規雇用・正規雇用化を含む処遇改善や社会参加への支援に結びつくような環境整備を図る。

また、中高年世代本人やそのご家族等に対し、各構成員が有する様々なルートを通じて各種支援策の周知広報を図る。

(2) 支援対象者の把握

支援対象となる次の3類型の者に係る実態やニーズの把握の方法等を検討する。

①不安定就労状態にある方

- ・正規雇用を希望していながら不本意に非正規雇用で働く方や求職中の方等
- ②就業を希望しながら長期にわたり無業の状態にある方
  - ・統計上、非労働力人口のうち、家事も通学もしていない方等
- ③社会参加に向けた支援を必要とする方
  - ・ひきこもり状態にある者、生活困窮者、社会参加を希望する長期無業者等

#### (3) 目標及びK P Iの設定及び事業計画の策定

- ①上記(2)の支援対象者ごとの取組に係る目標を設定するとともに、K P Iを可能な限り定量的に設定する。
- ②目標を達成するため、事業計画を策定する。
- ③事業計画に基づく事業の進捗管理を行う。

#### (4) 市町村P Fとの連携

宮城県は、市町村P Fの設置・運営について、市町村と連絡調整を図り、市町村P Fとの情報共有と広域的課題の対応を行う。

- ・県レベルの経済団体への対応依頼（福祉からの受け入れ先の開拓、雇用に当たって必要な配慮等）
- ・経済団体、他の市町村等とのつながり作りの支援
- ・都道府県を越えた自治体間の広域的な取組の支援

### 5 会議の開催

- (1) 上記4に掲げる事項の協議を行うため、年1回以上を目安に会議を開催することとするが、この他、必要に応じて開催することができるものとする。
- (2) 会議の開催方法は、対面またはオンラインあるいは書面による開催とし、各構成員のニーズや協議内容等を考慮した上で行うこととする。  
なお、協議会構成員と同様の者で構成される会議がある場合は、当該会議と連続して開催するなど、効率的な運営を図ることとする。

### 6 秘密の保持

協議会の構成員及び協議の場に参加した者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

#### (附則)

本要領は、令和7年4月1日から施行する。